

主 題	石綿障害予防規則等の一部改正にかかる説明会を開催しました。		
実施日	令和3年11月12日（金）	開催場所	江迎労働基準監督署2F会議室
参加者	12名（建設10名、造船2名）	主催	江迎労働基準監督署
開催目的（趣旨）			
石綿障害予防規則等の一部が改正されたことから、その周知と適正な実施を図るため本説明会を開催しました。石綿は過去に建築物・工作物・船舶等に使用されている可能性があることから、解体工事・改修工事等では、飛散した石綿のばく露により肺がんや中皮腫等の重篤な健康障害が発生するおそれがあります。			
概要			
（午前中：建設業対象） 冒頭に監督・安衛課長から挨拶及び働き方改革関連法について説明を行いました。（右写真のとおり） 次に安全衛生係長から当署管内における休業4日以上労働災害発生状況（全産業）について説明し、その中でも建設業の労働災害が大幅に増えていることから、災害が多発するおそれがある年末・年始に向けて安全作業に万全に期すよう注意喚起を行いました。その後、石綿障害予防規則改正に伴い規制が強化された作業内容（石綿含有断熱材除去、石綿含有仕上塗材の除去など）に対するばく露防止対策の変更点及び注意事項について説明を行いました（右写真のとおり）。		監督・安衛課長 挨拶  石綿則改正の説明（午前：建設） 	
（午後：造船業対象） 続いて、午後からは造船業者2社2名に対して、船舶に関連する作業内容（石綿含有断熱材の除去、石綿含有保温材の除去）に対するばく露防止対策の変更		石綿則改正の説明（午後：造船） 	

点及び注意事項について説明を行いました（右写真のとおり）。

江迎労働基準監督署では、今後も法改正などあった場合は、説明会の開催やパンフレットの配布等による周知・啓発に努めてまいります。

なお、今回の説明会も新型コロナウイルス等の感染症予防対策として「会場は収容定員の半分以下」、「マスクの着用の徹底」、「常時換気（窓を開けっぱなし）」、「マイクの使用を行い、飛沫感染防止に努める」、「受付での参加者の体温チェック（37.5℃を基準）、当日の体調チェック」、「アルコール消毒液の設置」、「席は隣との間隔を1 m以上あけ、前後の席も空席とする」などの対策を講じた上で開催しました。